

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

なお、当該農用地利用配分計画は、奈良県農林部担い手・農地マネジメント課において平成二十九年五月九日から同月二十二日までの間縦覧に供します。

平成二十九年五月九日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所		
辻本 博司	宇陀市榛原比布七六五番地	北葛城郡広陵町大字百済五四四番一ほか四筆	
辻本 博司	宇陀市榛原比布七六五番地	大和高田市大字藤森五番ほか一筆	
島田 光博	高市郡明日香村大字橘三〇八番地	大和高田市大字根成柿二〇九番一	
飯田 喜代視	大和郡山市上三橋町二〇一番地	大和郡山市高田町一八三番一ほか一筆	
株式会社空土	奈良市水間町一二四番地の一	大和郡山市額田部北町六七番一ほか二筆	

二 申請年月日

平成二十九年四月二十六日